

公園の設置基準の変更について

1 変更前（宅地開発等申請の手引き[P. 239]）

II. 公園、緑地等の面積の確保

(1) 省略

(2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合に公園、緑地等を3パーセント以上確保すること。ただし、次の要件に該当する場合は緩和することが出来る。

ア 開発区域の周辺に既設の公園（都市計画公園）があり、各敷地から公園までの誘致距離（おおむね250メートル以内）及び面積（その公園を利用する区域の面積の3パーセント以上）から居住者が支障なくその公園を利用できる場合。

イ 敷地が1つであり、かつ、予定建築物等の用途が住宅又は大規模集客施設以外である場合で、建ぺい率等建築基準法の規定により、建築計画上有効、かつ、十分な空地が確保され、防災、避難活動上支障がないと認められる場合。

ウ 土地区画整理事業又は新住宅市街地開発事業等により面的な整備事業が施行された区域内の土地等で、公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発行為である場合。

エ 第2種特定工作物の建設の用に供する目的で行われる開発行為の場合。

(3) 省略

2 変更後（宅地開発等申請の手引き[P. 239]）

II. 公園、緑地等の面積の確保

(1) 省略

(2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合に公園、緑地等を3パーセント以上確保すること。ただし、次の要件に該当する場合は緩和することが出来る。

ア 開発区域の周辺に既設の公園等があり、居住者が支障なくその公園等を利用できることについて、所管部署と調整がとれた場合。

イ }
ウ } 変更なし
エ }

(3) 省略

3 適用日

令和4年3月25日（金）